



大阪府立枚方なぎさ高等学校 生徒心得

枚方なぎさ高等学校の生徒は常に本校生徒としての誇りと責任を自覚し、本校の教育方針に従って、真理と正義を愛し、強健な精神と体力を培い、立派な校風を創造することに努力しなければならない。

1. 高校生としての姿勢

お互いの人格を尊重し、常に思いやりの心を忘れずに相手と接すること。

日常の挨拶は人と接する上で最も大切なことのひとつである。家族、教職員、友人を問わず、尊敬と親愛の心を持って挨拶すること。

本校を訪れる来客に対しても挨拶する心がけを持つこと。

有意義な高校生活にするため、ルール・マナー等を守り、常に規律ある行動をとること。

2. 学習

学習は学校生活の中心であり、生涯の活動の基礎となるものである。主体的に学習に取り組み、自己実現に向け努力すること。

・予習・復習を十分にすること。

あらかじめ問題点・疑問点を見つけておき、授業を待ち受ける心構えをし、理解していく姿勢を大切にすること。そして、日々の授業内容を復習し、わからない所は必ず質問すること。

・毎日の授業を大切にすること。

毎日の授業が、学習の基本である。私語は自分だけでなく、他人の学習の妨げとなり、授業を乱すものであるので、厳に慎むこと。

3. 通学

登下校については交通に関する法規やマナーを守ること。

自転車通学

ア. 自転車通学は学校が許可した者に限る。

イ. 自転車通学希望者は、「自転車通学規定」をよく読んだうえ、所定の自転車通学許可願いを生徒指導部に提出する。

《自転車通学規定》

・通学に使用する自転車には必ず記名をし、本校指定のシールを貼ること。

・雨天時はレインコートを必ず着用すること。

・自転車は指定された場所に整理して置き、必ず施錠すること。

- ・学校周辺での迷惑駐輪は厳禁。
 - ・交通ルールを遵守すること。特に信号無視，二人乗り，並走運転，右側通行，傘さし運転は絶対にしないこと。
 - ・正門周辺の混雑緩和のため，徒歩通学者よりも早めに（遅くとも，8時20分までに）登校すること。
- ウ．上記の項目に違反した場合は，学校で自転車を一定期間預かるか，自転車通学許可を取り消すことがある。

《電車・バス通学》

- ・電車・バスを利用して通学する者は，車内でのマナーに留意すること。（特に，携帯電話の使用や飲食，化粧等の非常識な行動をとらないこと。）
- また，交通機関等の遅れも予想されるので常に余裕を持って通学すること。交通機関等の遅れがあった場合は，延着証明書を持参すること。

4. 単車・自動車について

高校生による単車の死傷事故や暴走行為の頻発，また単車乗車による生活規律の乱れなどを背景として，大阪府内の多くの学校で「免許を取らない」「単車を買わない」「単車に乗らない乗せてもらわない」という三ない運動を展開している。本校でも，この運動の趣旨に基づき，この三点を指導方針としているのでしっかり守ること。特に制服での単車乗車，単車での登校（同乗の場合も）等については，特別指導の対象とする。

自動車等による通学は保護者による運転で，通院・ケガ・その他必要とされる場合にのみ許可する。

5. 服装

- ・本校生は，高校生として正しく制服を着用し品位ある服装に心がけること。登下校の際には平日・休日・長期休暇中を問わず学校指定の制服を着用すること。

《制服の規定》

ア．男子制服

本校指定のブレザー，カッターシャツ（長袖，半袖），スラックス，ネクタイ

イ．女子制服

本校指定のブレザー，カッターシャツ（長袖，半袖），スカート（スカート丈は膝下までとする）＋リボン，もしくはカッターシャツ（長袖，半袖），スラックス＋リボン又はネクタイ

《着こなしについて》

ア．着用期間

冬季

ブレザーを着用し，ブレザーの下には指定のカッターシャツを着用すること。

夏季

指定のカッターシャツを着用すること。

※ また、季節の変わり目等で温度調節が必要な場合は、カッターシャツの上のみ、本校指定のベスト、セーターの着用を認める。パーカー、トレーナーは禁止。

※ ブレザーの着用期間については、気温の変化に合わせて別途学校より指示を出します。

イ. ネクタイ、リボンについて

- ・男女ともネクタイ、リボンの着用は義務付けないが、式典等のフォーマルな場所に出席する場合は、必ず着用すること。

ウ. 防寒具の着用について

- ・厳寒期については、登下校の時のみ、ブレザーの上に、コート、ウインドブレーカー等の着用を認める。ただし、校舎においては、着用を認めない。

・通学靴

運動靴または革靴とし、サンダル、スリッパ、ハイヒール等は禁止する。

・上履き

本校指定のスリッパ（学年色のもの）を着用すること。グラウンド及び体育館フロアーには上履きでは入らないこと。

・装飾品

ピアス、ネックレス、ブレスレットなど不必要な装飾品は身につけない。

・頭髪等

常に高校生らしく、清潔な身だしなみを心がけること。化粧や装飾品は学校生活に不必要であり、生活の乱れにつながるので、禁止する。

頭髪に関しては、染色やパーマ、エクステンションなどの加工は禁止する。ネイルも禁止する。目にあまるものについては、再登校指導等、厳しい指導を行う。

6. 学校生活

学校生活は8時30分に始まり、17時00分には下校するものとする。

登校してからは、授業終了後のSHRが終わるまで無断で校外に出るはならない。特別の事情がある場合には外出許可願いを担任に届け出て、外出許可証を発行してもらうこと。

- ・無断欠席、無断欠課、無断早退は決してしないこと。やむを得ず欠席する場合は、必ず学校へ連絡を入れること。（各種届け参照）

また、体調不良等で欠課、早退する場合は、担任もしくは学年の先生に届け出ること。

- ・始業後遅れて入室する時は、生徒指導室で入室許可証を発行してもらい、授業担当の先生に提出すること。
- ・貴重品の管理は、個人で責任をもって行うこと。
- ・学校には不必要なものは持ってこないこと。また、携帯電話・電子機器等の使用は、決められた時間を守る。違反した場合は、預かりを含めた指導を行う。

- ・学校は公の場であることを自覚し、周りの人のことを常に考えて、迷惑になるような行動（大声を出す、廊下に座り込む等）は決してしないこと。

《食堂の利用について》

- ・利用時間 12 時 25 分～13 時 05 分
- ・飲食は食堂内でのみとし、外に持ち出しての飲食は厳禁する。

《下校について》

- ・一般の生徒（クラブ、生徒会活動等の生徒以外）は 17 時 00 分には、完全に下校すること。その際、教室を最後に出る者は、教室の窓を閉め、消灯の確認を必ず行うこと。
- ・部活動等で、下校時刻後に、校内に残る場合は、必ず、部顧問等教員の付き添いを必要とする。

《土曜、日曜、祝休日の登校について》

- ・土曜、日曜、祝休日の登校は原則として禁止とする。部活動、講習等の特別の事情で登校しなければならない場合は、必ず、部顧問等教員の付き添いを必要とする。なおこの際は必ず本校指定の制服を着用して登校すること。
- ・学校の施設、用具等を利用するときは管理責任者の先生に申し出て大事に使用すること。また、使用後は整理整頓に心がけ、もし施設、器具等を破損した場合は速やかに担任及び管理責任の先生に届け出ること。

7. 校外生活

- ・枚方なぎさ高等学校の生徒として、自覚と誇りを持ち、品位と良識のある行動、言動に心がけること。
- ・飲酒、喫煙、賭博行為等、法律に触れる行為は絶対にしないこと。
- ・旅行、キャンプ等外泊を必要とする場合は必ず保護者の了承を得ること。また、学割を利用する場合は、旅行届・学割交付願いを提出しなければならない。
- ・アルバイトは学業の妨げとなるので原則として禁止する。家庭の事情等特別の理由がある場合には、保護者の許可を得て、担任を通じて生徒指導部に、アルバイト届を提出すること。

8. 校内における表現行為について

- ・表現行為は憲法に保証された基本的人権の一つであるが、学校教育の目的から逸脱したものであってはならない。

《留意点》

- ア. 差別的な内容、表現でないこと。
- イ. 個人への非難、中傷のないこと。
- ウ. 事実と反していないこと。
- エ. わいせつな内容、表現でないこと。

《掲示物・配布物について》

ポスターの掲示，及び印刷物の配布については，必ず見本を生徒会顧問に提出し，内容確認を受け掲示，配布の許可を得ること。ただし，2週間前には申し込むこと。

《掲示物》

- ア. 責任者の氏名を明記すること。
- イ. 所定の掲示場等を利用すること。
- ウ. 期間終了後は，責任者が撤去すること。

《配布物》

- ア. 責任者の氏名を明記すること。
- イ. 配布対象者を明らかにすること。
 - ・その他表現行為に関する不明な点は生徒会・担任・生徒指導部へ問い合わせ相談すること。

9. 各種願い・届け

次の事項については，後記様式にしたがって学校に届け出をすること。

- 1 欠席
- 2 定期考査時の欠席（欠試）
- 3 忌引
- 4 遅刻
- 5 早退・外出
- 6 旅行
- 7 各部活動への入・退部
- 8 部活動等による公欠
- 9 就職・進学に関することによる受験
- 10 学校の施設，設備の借用
- 11 自転車通学許可
- 12 特別な理由による異装
- 13 特別な理由によるアルバイト